

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

独自製品

人手不足で倒産する中小企業が相次ぐ中、入社希望者が年間200人もいる町工場の32歳の田城功揮社長。祖父が創業し、大手メーカーに精密機械の部品を納めてきたが、家業を継いだ直後コロナ禍で注文が激減。危機感から思い立ったのは、下請けに甘んじず、独自製品を開発すること、改革だった。当時は社員がすぐに辞めていた。まず常態化していた残業をなくした。社員の意欲も高まって、アイデアを出し合った。協力して作り上げたのが、ピザ窯のオリジナル製品。肉も焼け、折りたためば厚さ一センチ、金属加工技術を駆使し、国内最大級の商品見本市で最高賞を受賞。自社製品は10種類を超えた。(毎日新聞・余録)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁の令和5事務年度所得税及び消費税調査等の状況によると、所得税の実地調査と簡易な接触を合わせた調査等の合計件数は60万5千件、うち申告漏れ等の非違があった件数は31万1千件となっています。また、消費税の調査等の合計件数は12万件、うち申告漏れ等の非違があった件数は7万8千件となっています。



個人事業者の消費税等

□課税事業者となる個人事業者

令和6年分において消費税の課税事業者となる個人事業者は、次のとおりです。

- i 令和4年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ii 令和4年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和5年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- iii 上記のi、iiに該当しない場合で、令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間、(特定期間)の課税売上高および給与等支払額の合計額の両方が1,000万円を超える事業者
- iv インボイス発行事業者の登録を受けている事業者

□確定申告期限

個人事業者の消費税等の確定申告期限は、令和7年3月31日です。消費税等の納税期限も同じですが、振替納税の場合は、令和7年4月30日が振替日となります。振替納税を希望する場合は、e-Taxにより依頼書を提出するか、税務署か金融機関へ専用の依頼書を書面で提出する必要があります。

□一般課税と簡易課税

令和4年分の課税売上高が5,000万円以下で、令和5年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者は、簡易課税となりますし、それ以外の課税事業者は、一般課税となります。

□2割特例

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった人は2割特例の適用を受けることができます。

なお、令和6年分について、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合など、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合には、2割特例の対象となりません。

2割特例の適用については、事前の届出は必



○珍しい苗字。凸守=でこもり。四月一日=わたぬき。八月一日=ほずみ。明日=ぬくい。七五三=しめ。小鳥遊=たかなし。月見里=やまなし。御薬袋=みない。春夏冬=あきない。缶=ほとぎ。雲母=きらら。栗花落=つゆり。一=はじめ。九=いちじく。九十九=つくも。四十九院=つるしいん。一尺八寸=かまづか。小浮気=おぶき。五六=ふかぼり。



要ありません。

消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

□所得税との関係

消費税等の納付税額または還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式により処理している場合には、消費税等の納付税額または還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費または総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額、または還付税額を、未払金または未収入金に計上した場合には、計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費、または総収入金額に算入することも可能です。

税抜経理方式により処理している場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額または必要経費に算入します。

医療費控除 について考える

□医療費控除とは

毎年、その年の1月1日から12月31日までの間に、確定申告する本人または生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った際に、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。所得控除を受けた場合、その控除額に応じて、所得税等・住民税の負担を軽減することができます。

□医療費控除の対象となる金額の範囲

・医療費控除の金額は、次の式で計算した金額になります。(実際に支払った医療費の合計額) - (保険金などで補てんされる金額) が10万円を超えた際に、一般的に医療費控除の対象となります。なお、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額の5%の金額を超え

た場合は、10万円を越えなくても医療費控除の適用を受けることができます。

・控除の対象となる主な医療費は次のとおりです。①医師または歯科医師による診療または治療の対価(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)②治療または療養に必要な医薬品の購入の対価(薬局など)。③あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師による施術の対価(ただし、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。)④その他通院のための交通費、インプラント費用などの歯に関わる治療費等々があります。

□まとめ

医療費控除を活用することで、活用しなかった場合に比べて、所得税等及び住民税の負担軽減を図ることができます。しかしながら、その適用範囲や医療費控除の対象となりえるか否かの判断(例えば差額ベッド代金等)難しいこともあります。国税庁のHPでは詳しく解説しているので併せて確認してください。

ナマの税務相談室

Q 暫くご無沙汰いたしております。

相続税精算課税についてご指導をお願いいたします。

父甲は長男乙に令和元年6月10日に土地A(贈与税評価額2,350万円)を贈与し、長男乙は令和元年分贈与税の申告を「相続時精算課税」を適用した贈与税申告をしました。

令和3年8月5日、長男乙は前記受贈した土地を第三者に3,000万円で売却し、譲渡所得申告を済ませています。

令和6年11月10日に父甲は死亡いたしました。

父甲の相続税申告において、相続日現在乙が売却済みで所有していない土地Aの相続税課税財産に加算する金額は幾らになるかご指導いただきたくお伺いたしました。

これは、一応素人なりに考えた案ですが、ご披露いたします。

相続時精算課税 制度と課税財産

A ご足労ご苦労様です。相続時精算課税の制度は贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなったときに、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。

つまり、相続税の課税価格に加算される相続清算課税の適用を受ける財産の価額は、相続開始時における当該財産の状態に関わらず、当該財産に係る贈与の時における価額によるということです(相基通21の15の2)、ご質問の場合は(イ)の受贈時の相続税評価額2,350万円ということになります。

(イ)受贈時の相続税評価額
2,350万円

(ロ)令和3年8月に売却した
売価3,000万円

(ハ)令和6年11月10日相続
日現在の相続税評価額

痰吸引費・おむつ代 等々介護費用の自己負担額

痰吸引は、痰の吐き出しが困難となった患者に対して、医師が痰吸引器を使用して実施する医療行為の一つです。医師や看護師による実施が原則ですが、一定の研修を受けた介護福祉士等介護職員も痰吸引等を実施できるようになっています。

医師・看護師・介護士らによる痰吸引の医療費用での患者サイドの自己負担分は、医療費控除の対象になっています。ただし、自宅で介護する時に利用する痰吸引器のレンタル料は介護保険の対象外です。従って、医療費控除の対象外でもあります。

痰の吸引の必要事態は不定期に起き、特に夜中に多く起きるので、痰吸引器を使

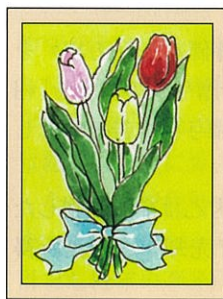
用して痰吸引する場面では、家族が痰吸引を実施することが多く、従って、痰吸引に係る費用の発生は機器レンタル料に限定され、医療費控除とは縁が遠そうです。

同じく要介護の家庭でおむつを使用した場合、そのおむつ代は毎月1~3万円程度ですが、公的介護保険について利用できる制度はありません。但し、おむつ代の負担を軽減する対策として市区町村が実施している「紙おむつ現物支給およびおむつ代助成制度」があります。自治体による高齢者福祉サービスの一環で、自治体によってその助成額に相当の差があります。それから、介護の為に自己負担したおむつの代金は、医師

の「おむつ使用証明書」等の発行その他いくつかの条件をクリアすれば医療費控除の対象となります。

その他在宅介護での、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（医療機関でのデイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）等々の居宅サービス費については、居宅サービス計画に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額）は、医療費控除の対象となり、指定居宅事業者が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

く
5日啓蟄、20日春分。
みづえ」
酒
「三月の明るき雨の中歩
子規」
「薄赤き顔並びけり桃の
三月三日は雛祭り。
の月 蕪村」
「雛祭る 都はづれや桃
い年度末です。
税・消費税の申告期、忙し
令和6年分の所得税・贈与
税・消費税の申告期、忙し
蛙
素十」
「三月のまた門前の雪の
春とは名のみの寒さの中、
令和6年分の所得税・贈与



失敗が人間を成長させると、
私は考えている。
失敗のない人なんて
本当に気の毒に思う。
(本田宗一郎)

3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○2月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	11日	○2月分個人住民税特別徴収分の納付
○昨年分の所得税確定申告	17日	○昨年分の個人住民税・事業税の申告 (所得税確定申告者は申告不要)
○昨年分の贈与税申告	〃	
○青色申告の承認申請 (それに伴う専従者給与届等の提出)	〃	
○昨年分の個人事業者の消費税申告	31日	○1月決算法人の確定申告
○1月決算法人の確定申告	〃	○7月決算法人の中間(予定)申告
○7月決算法人の中間(予定)申告	〃	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。